

平成22年就業形態の多様化に関する総合実態調査（事業所票）

所在地

事業所名

都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号
1	2	3

調査票についての問い合わせ先

東京都千代田区霞が関 1-2-2

中央合同庁舎 5号館

厚生労働省

大臣官房統計情報部

雇用統計課 雇用構造第一・第二係

03-5253-1111 内線 (7612, 7615, 7627)

貴事業所の所在地・名称に誤りがある場合には、赤色ボールペン等で訂正してください。

(記入上の注意)	1 (注) 又は裏面の記入要領を参照して記入してください。
	2 この調査は事業所を単位として行います。回答は特に断りのない限り、貴事業所の分について記入してください。事業所の範囲は、同一場所にある工場や店舗などを単位とし、他の場所にある支店や工場は含めません。ただし、店舗が2つのビルに分かれて営業している場合等で、人事・労務管理部門は1つである場合は、1つの事業所とします。
	3 特に断りのない限り、平成22年10月1日現在の状況について記入してください。
	4 調査票の記入は黒か青のボールペンで記入してください。
	5 特に断りのない限り、該当する選択肢の番号を1つ選び、○で囲んでください。 ただし、回答欄が 1 2 3 のように網掛けとなっている場合は、設問に従って複数回答をお願いします。
	6 数字を記入する場合は、右詰めで記入してください。(記入例 1 4 5 人)
	7 平成22年10月15日(金)までに、同封の返信用封筒(切手不要)にてご投函ください。

(ふりがな) 記入者氏名	所属部署名	電話番号 () - (内線)
主な事業の内容		

問1 貴事業所の状況についてお答えください。

(1) 貴事業所の常用労働者数(注1)は何人ですか。

(同一場所にある工場や店舗などを単位とし、他の場所にある支店や工場は含めない数)

千			
			人

(注1) 常用労働者とは、下記の①～③のいずれかに該当する労働者のことです。

① 期間を定めずに雇われている者

② 1ヶ月を超える期間を定めて雇われている者

③ 日々雇われている者又は1ヶ月以内の期間を定めて雇われている者であって、平成22年8月及び9月の各月に各々18日以上雇われた者なお、取締役、理事などの役員であって、常時勤務して一般の労働者と同じ給与規則若しくは同じ基準で毎月の給与の支払いを受けている者、事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払いを受けている者又はパートタイム労働者であって、上記①～③のいずれかに該当すれば、常用労働者です。

※派遣労働者について

・貴事業所が派遣元事業所の場合、他の企業等に派遣中の労働者でも上記①～③のいずれかに該当すれば常用労働者に含めてください。(登録しているだけで雇用契約のない者は含めません)

・貴事業所が派遣先事業所の場合、労働者派遣法に基づき、派遣元事業所から貴事業所に派遣されている者は含めないでください。

・労働者派遣事業

労働者派遣を業として行うことをいいます。

派遣元事業所とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び労働者の就業条件の整備に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)に基づく厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出を行って、労働者派遣事業を行っている事業所をいいます。

派遣先事業所とは、労働者派遣事業を行う事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける事業所をいいます。

・労働者派遣

派遣元事業所が雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、派遣先事業所の指揮命令を受けて、当該派遣先事業所のために労働に従事させることをいいます。

・派遣労働者

貴事業所が派遣元事業所の場合は、貴事業所が雇用する労働者であって、労働者派遣の対象となる者をいいます。

貴事業所が派遣先事業所の場合は、労働者派遣法に基づき、派遣元事業所から貴事業所に派遣されている者をいいます。

記入要領

(注2) 事業所の形態

- 同一事業所に工場と営業所など（本部、支部、売店等）がある場合には、主たる機能またはその総売上高の最も多いものを記入します。総売上高が同じ場合、または総売上高で記入が困難な場合には従事する労働者の最も多い部門を選択してください。

(注3) 正社員以外の労働者

- 貴事業所で雇用する正社員以外の労働者及び派遣元事業所から派遣された派遣労働者をいいます。
なお、請負労働者は含めません。
- この調査における「正社員以外の労働者」の概念を次の3つの共通観点で分類すると、下記のようになります。

観点1：雇用関係の有無

観点2：正社員の所定労働時間・日数との比較

観点3：雇用期間の定めの有無

[イメージ図]

観点1	観点2	観点3	雇用期間の定めなし	雇用契約期間の定めあり
雇用関係あり	正社員と同じ	正社員より短い	出向社員・その他	契約社員 嘱託社員 臨時的雇用者 (1ヵ月以内)
	正社員より短い		パートタイム労働者	
雇用関係なし	正社員と同じ	正社員より短い	派遣労働者	
	正社員より短い			

(注4) 契約社員

- 契約社員の定義における「特定職種」とは、例えば、科学研究者、機械・電気技術者、プログラマー、医師、薬剤師、デザイナーなどの専門的職種をいいます。
- 定年退職者等の再雇用者であっても、「契約社員」に該当する場合は「契約社員」としてください。
- 「臨時的雇用者」、「パートタイム労働者」、「その他」の労働者であっても、「契約社員」に該当する場合は「契約社員」としてください。

(注5) 嘱託社員

- 「臨時的雇用者」、「パートタイム労働者」、「その他」の労働者であっても、「嘱託社員」に該当する場合は「嘱託社員」としてください。

(注6) 労働者派遣法

- 労働者派遣法とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」をいい、派遣元事業所とは、同法に基づく厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出を行っている事業所をいいます。

(2) 企業全体の常用労働者数は何人ですか。(本社・支社・営業所・工場等を合わせた数)

1,000人以上	500～999人	300～499人	100～299人	50～99人	30～49人	5～29人
1	2	3	4	5	6	7

(3) 貴事業所の形態(注2)で該当する番号を1つ選んでください。

事務所	工場・作業所	研究所	営業所	店舗	その他
1	2	3	4	5	6

(4) 労働者派遣事業を行っていますか。

はい	1	→ 10月1日現在で何人の労働者を派遣していますか。	千	人
いいえ	2			

7

8

問2 就業形態別労働者数等についてお答えください。

(1) 10月1日現在、貴事業所で雇用する労働者及び貴事業所との契約により派遣元事業所から派遣された派遣労働者の性別、就業形態別の内訳を下記の区分により分類し、記入してください。

(貴事業所が労働者派遣事業を行っている場合は、派遣労働者として雇用している労働者については除いてください。)

就業形態	A 正社員	正社員以外の労働者(注3)							左記以外の労働者 うち、正社員と1日の所定労働時間と1週間の所定労働日数がほぼ同じで、パートタイム労働者その他これに類する名称で呼ばれる者	
		B 契約社員 (注4)	C 嘱託社員 (注5)	D 出向社員	E 派遣労働者	左記以外の労働者				
						雇用期間が1ヵ月以内の者	雇用期間が1ヵ月を超えるか、又は定めがない者			
雇用している労働者で雇用期間の定めのない者のうち、パートタイム労働者や他企業への出向者などを除いた、いわゆる正社員	特定職種に従事し、専門的能力の発揮を目的として雇用期間を定めて契約する者	定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し、雇用する者	他企業より出向契約に基づき出向してきている者(出向元に籍を置いているかどうかは問わない)	「労働者派遣法(注6)」に基づく派遣元事業所から貴事業所に派遣された者	臨時に又は日々雇用している者	正社員より1日の所定労働時間が短いか、1週間の所定労働日数が少ない者	左記以外の労働者 うち、正社員と1日の所定労働時間と1週間の所定労働日数がほぼ同じで、パートタイム労働者その他これに類する名称で呼ばれる者			
男性										
女性										

* 厚生労働省記入欄(この欄の記入は不要です。)

	A	B	C	D	E	F	G	H
	正社員	契約社員	嘱託社員	出向社員	派遣労働者	臨時的雇用者	パートタイム労働者	その他
①対象労働者数								
②抽出率	1/	1/	1/	1/	1/	1/	1/	1/
③抽出労働者数(四捨五入)								
④調査対象労働者数 (③又は上限5人(ただし、A正社員は上限3人))								

27

28

29

30

31

32

33

34

記 入 要 領

(注7) 貴事業所内に就業している請負労働者

・請負業者と雇用関係があり、請負業者から指揮命令を受けて就業する関係にあるが、貴事業所から指揮命令を受ける関係にはない労働者で、貴事業所と同一場所にある敷地や社屋・構内で就業しているすべての労働者をいいます。

例えば、警備、電話交換、清掃、給食受託業務に従事する者も該当すれば請負労働者になり、また、建物の修繕のために事業所内にいる労働者も該当すれば請負労働者になります。

ただし、請負契約を履行するためであっても、荷物の配送・集荷の様に、一時的に貴事業所内に立ち寄った労働者は含まれません。

(注8) 物の製造

・物の製造業務とは、物の溶融、鋳造、加工、組立て、洗浄、塗装、運搬等、物を製造する工程における作業に係る業務をいいます。物の製造を行う請負労働者とは上記の作業に携わる労働者をいいます。

SAMPLE

(2) 貴事業所に請負労働者はいますか。

い る	い ない
1	2

35

→ 問3へお進みください。

10月1日現在で貴事業所内に就業している請負労働者（注7）は何人いますか。

千		
人		

36

(3) 上記(2)の請負労働者のうち、物の製造（注8）を行っている者はいますか。

い る	い ない
1	2

37

→ 問3へお進みください。

物の製造を行っている請負労働者は何人いますか。

千		
人		

38

問3 貴事業所における労働者比率の変化についてお答えください。（なお、請負労働者は含めません。）

(1) 正社員以外の労働者の比率（全労働者に占める正社員以外の労働者の割合）は、3年前（平成19年）と比べてどのように変化しましたか。該当するものを1つ選んでください。

上昇した	ほとんど変わらない	低下した
1	2	3

39

正社員以外の労働者の比率が3年前（平成19年）と比べて上昇したのはどの就業形態ですか。
該当するものをすべて選んでください。

契約社員	嘱託社員	出向社員	派遣労働者	臨時的雇用者	パートタイム労働者	その他
1	2	3	4	5	6	7

40

(2) 正社員以外の労働者の比率は、今後どのように変化すると思いますか。

該当するものを1つ選んでください。

上昇する	ほとんど変わらない	低下する	わからない
1	2	3	4

41

正社員以外の労働者の比率が今後上昇すると思われるるのはどの就業形態ですか。
該当するものをすべて選んでください。

契約社員	嘱託社員	出向社員	派遣労働者	臨時的雇用者	パートタイム労働者	その他
1	2	3	4	5	6	7

42

正社員以外の労働者がいる事業所は、問4以降にもお答えください。

正社員のみの事業所は、問6にお進みください。

記 入 要 領

(注9) ここでいう「賃金」とは、基本給の他、通勤手当、時間外手当等の諸手当を含めたものをいいます。

(注10) ここでいう「賃金以外の労務コスト」とは、健康保険等の事業主負担額、教育訓練・福利厚生関係等の費用をいいます。

SAMPY

問2で労働者数の記入のある就業形態ごとにお答えください。

問4 正社員以外の労働者を活用する理由は何ですか。

該当するものをすべて選んでください。

	契約社員	嘱託社員	出向社員	派遣労働者	臨時的雇用者	パートタイム労働者	その他
正社員を確保できないため	01	01	01	01	01	01	01
正社員を重要業務に特化させるため	02	02	02	02	02	02	02
専門的業務に対応するため	03	03	03	03	03	03	03
即戦力・能力のある人材を確保するため	04	04	04	04	04	04	04
景気変動に応じて雇用量を調節するため	05	05	05	05	05	05	05
長い営業（操業）時間に対応するため	06	06	06	06	06	06	06
1日、週の中の仕事の繁閑に対応するため	07	07	07	07	07	07	07
臨時・季節的業務量の変化に対応するため	08	08	08	08	08	08	08
賃金の節約のため（注9）	09	09	09	09	09	09	09
賃金以外の労務コストの節約のため（注10）	10	10	10	10	10	10	10
高年齢者の再雇用対策のため	11	11	11	11	11	11	11
正社員の育児・介護休業対策の代替のため	12	12	12	12	12	12	12
その他	13	13	13	13	13	13	13

43 44 45 46 47 48 49

問2で労働者数の記入のある就業形態ごとにお答えください。

問5 正社員以外の労働者の活用上の問題点は何ですか。

該当するものをすべて選んでください。

	契約社員	嘱託社員	出向社員	派遣労働者	臨時的雇用者	パートタイム労働者	その他
良質な人材の確保	01	01	01	01	01	01	01
定着性			02			02	02
仕事に対する責任感	03	03	03	03	03	03	03
時間外労働への対応	04	04	04	04	04	04	04
仕事に対する向上意欲	05	05	05	05	05	05	05
業務処理能力	06	06	06	06	06	06	06
正社員との職務分担	07	07	07	07	07	07	07
チームワーク	08	08	08	08	08	08	08
正社員との人間関係	09	09	09	09	09	09	09
その他	10	10	10	10	10	10	10

50 51 52 53 54 55 56

→ 上記で「その他」と回答した就業形態については、その具体的内容を記載してください。

	具体的な内容
契約社員	
嘱託社員	
出向社員	
派遣労働者	
臨時的雇用者	
パートタイム労働者	
その他	

記 入 要 領

(注11) ここでいう「短時間正社員」とは、フルタイム正社員より一週間の所定労働時間（所定労働日数）が短い正社員のこと
をいいます。短時間正社員への転換制度には、大きく分けると、下記の3つのパターンがあります。

- ① フルタイム正社員が地域活動、自己啓発その他の何らかの理由により短時間・短日勤務を一定期間行う場合
(ただし、育児・介護のみを理由とする短時間・短日勤務は除く)
- ② 正社員の一部が所定労働時間を恒常的、または期間を定めずに短くして働く場合
- ③ パートタイム労働者などが、短時間勤務の正社員になる場合

SAMPY

問2で労働者数の記入のある就業形態ごとにお答えください。

問6 貴事業所で就業形態別に適用される制度はどれですか。

該当するものをすべて選んでください。

ただし、「フルタイム正社員への転換制度」及び「短時間正社員への転換制度」については、制度がなくても実態としてある場合も含めます。

	正社員	契約社員	嘱託社員	出向社員	派遣労働者	臨時的雇用者	パートタイム労働者
雇用保険	01	01	01		01	01	01
健康保険	02	02	02		02	02	02
厚生年金	03	03	03		03	03	03
企業年金	04	04	04	04	04	04	04
退職金制度	05	05	05	05	05	05	05
財形制度	06	06	06	06	06	06	06
賞与支給制度	07	07	07	07	07	07	07
福利厚生施設等の利用	08	08	08	08	08	08	08
社内教育訓練	09	09	09	09	09	09	09
自己啓発援助制度	10	10	10	10	10	10	10
昇進・昇格	11	11	11	11	11	11	11
フルタイム正社員への転換制度	12	12	12		12	12	12
短時間正社員への転換制度（注11） (育児・介護のみを理由とするものを除く。)	13	13	13		13	13	13

57 58 59 60 61 62 63

これで調査は終わりです。ご協力ありがとうございました。

平成22年10月15日（金）までに、同封の返信用封筒（切手不要）にてご投函ください。

CAMPY